

下関港長州出島利用促進補助金交付要綱

制定 平成 31 年 4 月 26 日

改正 令和 2 年 3 月 30 日

令和 3 年 3 月 26 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、長州出島に就航する国際航路（以下「国際航路」という。）の利用を促進するため、国際航路を利用して輸出入を行う荷主に対して、下関港長州出島利用促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 荷主 船荷証券（B/L）に記載された荷送人若しくは荷受人又はこれらと同等であると市長が認める者
- (2) コンテナ貨物 コンテナに収納された貨物
- (3) バルク貨物 コンテナに収納していない貨物
- (4) TEU 換算 貨物の量を TEU（20 フィートで換算したコンテナの個数を表す単位をいう。）により換算したもの

(補助金の交付の対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 国内に本社、支店等を置いている荷主
- (2) 次のいずれかの国際航路を利用する荷主
 - ア 毎週 1 回以上定期的に運航する国際航路
 - イ 次条に規定する補助対象事業を実施しようとする年度の前年度に 12 回以上運航した国際航路

(補助金の交付の対象となる輸出入)

第 4 条 補助金の交付の対象となる輸出入（以下「補助対象事業」という。）は、国際航路の利用に係るコンテナ貨物又はバルク貨物の輸出入とする。この場合において、当該輸出入に係る貨物は、次の各号のいずれかに該当する貨物

とする。

(1) 補助対象事業を実施する年度の前年度の初日から当該年度の末日までの期間に、国際航路において、貨物の輸出入を取り扱った実績のない荷主が取り扱う貨物

(2) 1 荷主による補助対象期間（次条に規定する補助対象期間をいう。）中の取扱貨物量が、前年度の初日から当該年度の2月末日までの期間の取扱貨物量の実績を上回った部分に係る貨物

2 前項の規定にかかわらず、下関港（長州出島を除く。）から転換をした貨物の輸出入は、補助金の交付対象としない。

（補助金の交付の対象期間）

第5条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、補助対象事業を実施する年度の初日から当該年度の2月末日までとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表に掲げる貨物の区分ごとに、当該貨物のサイズに係るTEU換算をした貨物の量に同表に定める補助金の単価を乗じて得た額とする。ただし、1 荷主に対する補助金の額は、補助対象事業を実施する年度において、100万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付申請（第8条の規定による補助金の交付申請をいう。以下この項において同じ。）の額の総計が予算の範囲を超えるときは、補助金の交付申請を行った荷主それぞれに係る補助金の交付対象となる貨物の量（TEU換算をした量とする。）に応じ、予算の範囲内で前項の規定により算出した額を按分した額とする。

3 前2項の場合において、それぞれ算出した額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

（事前登録）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、長州出島において貨物の輸出入を開始する日（以下「利用開始日」という。）までに、下関港長州出島利用促進事業計画書（様式第1号。以下「計画書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めるときは、利用開始日を経過した後においても、提出することができる。

2 市長は、計画書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助対象者の登録を行い、当該補助対象者にその旨を通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査において、補助対象者の登録が不相当と認めるときは、その旨に理由を付して当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 前条第2項の規定による登録を受けた補助対象者(以下「事業実施者」という。)は、補助対象事業を実施した年度の3月10日までに、下関港長州出島利用促進補助金交付申請書兼実績報告書(様式第2号。以下「交付申請書兼実績報告書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、市長は、補助対象事業の性質上、特に必要があると認める事業実施者があるときは、当該事業実施者に対しては、交付申請書兼実績報告書を提出する期限を当該年度内において延伸することができる。

2 事業実施者は、交付申請書兼実績報告書に次の書類を添付しなければならない。

(1) 船荷証券(B/L)の写しその他の貨物の取扱実績(コンテナ貨物又はバルク貨物の別及びその量(TEU換算をしたもの。)が判別できるものに限る。)を証するもの

(2) 事業実施者の本社(国外に本社がある場合にあっては、日本国内の代表たる支店等)が所在する市町村において市町村民税の滞納がないことを証明する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定等)

第9条 市長は、交付申請書兼実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、第8条の規定による交付申請書兼実績報告書の提出期限以後、予算の範囲内において補助金の交付を決定するとともに、補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、交付申請書兼実績報告書の内容を補正させる必要があると認めるときは、事業実施者に対して当該交付申請書兼実績報告書の補正を命ずることができる。この場合において、前条の規定

は、この項の規定による補正命令に従って行う補助対象事業について準用する。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定し、及びその額を確定したときは、下関港長州出島利用促進補助金確定通知書（様式第3号）により事業実施者に通知する。

4 市長は、第1項の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を下関港長州出島利用促進補助金不交付決定通知書（様式第4号）により事業実施者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第10条 事業実施者は、前条第3項の規定による通知を受けた後に補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、下関港長州出島利用促進補助金交付申請取下届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出により補助金の交付の申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定及び額の確定はなかったものとみなす。

（補助金の交付請求）

第11条 第9条第3項の規定による通知を受けた事業実施者は、補助金の交付を受けようとするときは、下関港長州出島利用促進補助金交付請求書（様式第6号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 市長は、請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、事業実施者に対して当該請求額を交付するものとする。

（補助金の交付の決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 市長は、事業実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 事業実施者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号までに規定する団体をいう。）及び暴力団員（同第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密

接な関係を有することが判明したとき。

(4) その他市長が補助金を交付することが適当でないとしたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(関係書類の整備)

第14条 事業実施者は、補助対象事業の施行状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から5年間これを保管しなければならない。

(質問、報告、指示及び検査)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、事業実施者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の実施に関し必要な指示をし、又は前項の帳簿その他関係書類について検査をすることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月26日から施行し、平成31年度分の予算に係る補助金から適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和3年度以前の予算に係る補助金（同年度の予算で翌年度に繰り越したものに係る補助金を含む。）の取扱いについては、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

(下関港コンテナ貨物利用促進補助金交付要綱の廃止)

3 下関港コンテナ貨物利用促進補助金交付要綱(平成27年7月27日制定)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱中附則の改正規定は令和2年3月31日から、その他の改正規定は令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱中附則の改正規定は令和3年3月31日から、その他の改正規定は令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による様式で、現に残存するものは、なお使用することができる。

別表（第6条関係）

貨物の区分	貨物のサイズ	TEU換算	補助金の単価
FCL貨物	12ft	0.5TEU	5,000円
	20ft	1TEU	10,000円
	40ft	2TEU	20,000円
LCL貨物 及び バルク貨物	10M3	0.5TEU	5,000円
	20M3	1TEU	10,000円
	40M3	2TEU	20,000円

備考

- 1 FCL貨物とは、コンテナ1本を1荷主で利用した貨物をいい、LCL貨物とはコンテナ1本に満たない小口貨物で、複数の荷主で利用したものをいう。
- 2 貨物のサイズは、FCL貨物にあつてはft、LCL貨物及びバルク貨物の容積を表す立法メートルにあつてはM3と表記する。
- 3 補助対象期間内の取扱貨物量の合計に、10M3未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てる。